

最高裁秘書第3353号

令和7年10月20日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年10月10日に答申（令和7年度（情）答申第38号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第71号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和7年2月26日（令和6年度（情）諮詢第71号）

答申日：令和7年10月10日（令和7年度（情）答申第38号）

件名：函館地方裁判所における電話番号表の一部不開示の判断に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

函館地裁の電話番号表（最新版）の開示の申出に対し、函館地方裁判所長が、函館地方家庭裁判所合同庁舎内線電話番号等一覧表（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、そのうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、本件対象文書中の別紙記載の各部分を不開示とした部分を除き妥当であるが、別紙記載の各部分は開示すべきである。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、函館地方裁判所長が令和6年12月18日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

各執務室等の配置、形状、規模及び配席に関する情報（以下「配席等情報」という。）が不開示情報に当たる（令和6年度（情）答申第25号（以下「別件答申」という。）参照）としても、本件対象文書の部課室名、所属課係等及び氏名は配席等情報ではないから、不開示情報ではないといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書である「函館地方家庭裁判所合同庁舎内線電話番号等一覧表」のうち、原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、部課室名、所属課係、職名及び職員の氏名等が記載されている。

2 本件不開示部分のうち部課室名、所属課係、職名及び職員の氏名は、一体として職員についての個人識別情報（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号）に相当する。そして、国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されている情報については、法5条1号ただし書イに該当することから開示したが、その余の情報については、同号ただし書イからハまでに該当する事情が認められないことから不開示とした。

また、部課室名のうち特定の場所に関する記載は、一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所であるから、公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条6号に定める不開示情報に相当するとして不開示とした。

3 これに対し、苦情申出人は、別件答申を指摘した上、本件対象文書の不開示部分である部課室名、所属課係等及び氏名は、前記答申の例で不開示とした配席等情報ではないから、不開示情報ではない旨主張する。しかし、本件において不開示とした情報及び不開示とした理由は、2のとおりであり、別件答申で問題となった不開示情報である配席等情報とは、内容も不開示とした理由もそもそも異なるものである。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年2月26日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年7月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月5日 審議
- ⑤ 同年10月3日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分のうち個人識別情報に相当するとして不開示とされた部課室名、所属課係、職名及び職員の氏名が

記載された部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、それぞれ具体的な部課室名、所属課係、職名及び職員の氏名が記載されているものと認められる。これらの情報は、職員ごとに一体となる個人識別情報（法5条1号）であると認められる。そして、最高裁判所事務総長は、本件不開示部分1の同号ただし書イ該当性について、職員録に掲載されている情報については、同号ただし書イに該当するが、その余の情報については、同号ただし書イに該当しない旨説明する。

(1) そこで検討すると、職員録が一般に広く販売されている事実に照らせば、個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されている職員（以下「掲載職員」という。）の氏名部分は、同号ただし書イに相当するといえる。また、掲載職員の職名又は所属する部署名等も、職員録に掲載されている場合には、掲載されている限りで、同号ただし書イにより開示すべきである。一方で、掲載職員の個人識別情報のうち、職員録に掲載されていない情報については、基本的には同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められず、同号により不開示とするのが相当である。

他方、職員ごとに一体となる個人識別情報のうち、その氏名が職員録に掲載されていない職員については、その他の方法で氏名が公表されている事実も認められない以上、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないことから、氏名部分を不開示とするのが相当である。この場合、氏名以外の部分については、取扱要綱記第3の2に基づき、公にしても、権利利益を侵害するおそれがないと認められる部分については開示するのが相当である。

さらに、雇用形態等の情報については、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないことから、他の部分の開示又は不開示にかかわらず、不開示にするのが相当である。

(2) これを本件について見ると、別紙記載の各部署名は、いずれも所属職員に

掲載職員を含んでおらず、取扱要綱記第3の2に基づく部分開示として、いずれも開示するのが相当である。

その余の情報については、上記のとおり法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハまでに相当する事情が認められないため、不開示とするのが相当である。

2 本件対象文書を見分した結果によれば、原判断不開示部分のうち、法5条6号に定める不開示情報に相当するとして不開示とされた部課室名（以下「本件不開示部分2」という。）には、それぞれ特定の部課室名が記載されているものと認められる。最高裁判所事務総長は、本件不開示部分2は、一般の来庁者の出入りが想定されておらず、セキュリティの確保が要請される場所である旨説明するが、具体的な記載内容に照らすと、この説明が特段不合理であるとはいえない。そして、本件不開示部分2を本件対象文書中の他の記載内容と照合すると、公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、本件不開示部分2は法5条6号の不開示情報に相当する。

3 以上のとおり、原判断において、本件対象文書のうち苦情申出人が開示すべきとする部分を不開示としたことについては、別紙記載の各情報を除いたものは法5条1号又は6号に規定する不開示情報に相当すると認められるので妥当であるが、別紙記載の各情報は開示すべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員長 戸雅子

委員川神裕

**別紙**

- 1 3階に所在する部課室名のうち、「多目的室」欄の直上に記載された部課室名
- 2 1階に所在する部課室名のうち、所属課係等欄に「手続案内室」と記載された欄の直下の欄に記載された部課室名
- 3 1階に所在する部課室名のうち、「宿直室」欄の直上の欄に記載された部課室名